

## 草津市議会基本条例の取組状況の検証

【対象期間：平成30年10月3日から令和元年6月28日まで】

### 第3章 市民に開かれた議会

#### 第5条（市民への情報公開および情報発信）

条文	<p>議会は、本会議および委員会の会議を原則公開とし、市民の傍聴等を促進する積極的な取り組みを進めるものとする。</p> <p>2 議会は、議会活動について多様な手法を用いて積極的に情報の発信を行い、意思決定の過程等を速やかに、かつ、わかりやすく明らかにするものとする。</p> <p>3 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、付託議案の審査結果の報告および質疑において、審査の過程および論点、委員会の付帯意見等について明らかにするものとする。</p>
これまでの取組状況	<p>傍聴の促進について、市議会ホームページや各定例会案内ポスターを庁内に掲示するなど、傍聴の周知および促進に努めました。</p> <p>また、市議会だよりは草津市議会広報編集委員会を中心に見やすい紙面づくりに努めました。</p> <p>また、委員会中継の実施について検討し、実施することとして、来期から具体的な手法について検討を始めることとしました。</p>
今後の課題等	<p>様々な方法により広報を行っていますが、まだまだ委員会の傍聴者が少ないことから、市民が傍聴しやすい環境整備、周知の方法について検討する必要があります。</p> <p>傍聴しやすい環境整備の一つとして行う委員会中継については、様々な手法がある中で、その最適な手法について検討する必要があります。</p>

#### 第6条（多様な市民参加および市民との連携）

条文	<p>議会は、市民との意見交換の機会を多様に設け、市民の意見を議会および議員の政策立案に反映させるものとする。</p> <p>2 委員会は、請願の審査において、紹介議員の説明後、必要に応じ請願者に意見を聴くことができる。</p> <p>3 議会は、本会議および委員会の会議において、地方自治法（以下「法」という。）第109条第5項および第115条の2の公聴会制度および参考人制度を活用し、利害関係者の意見、学識経験者等の専門的または政策的識見等を討議に反映させるよう努めるものとする。</p>
これまでの取組状況	<p>令和元年の議会報告会では、各常任委員会においてテーマを設けて市民との意見交換を行いました。頂いた御意見等は、市政に対する市民意見の把握や所管事務調査等に役立てました。</p> <p>また、議会改革推進特別委員会において、委員会における広聴機能の強化が必要であることを確認し、来期から具体的な取り組み方法について検討することとしました。</p>
今後の課題等	<p>議会報告会の機会のみならず、市民との意見交換の機会を多様に設け、市民の意見を議会および議員の政策立案に反映させていくための仕組みの検討が必要です。</p> <p>また、請願の審査における請願者の意見聴取や公聴会制度、参考人制度の活用については、状況に応じて活用していく必要があります。</p>

#### 第7条（議会報告会）

条文	<p>議会は、議会活動を報告するとともに、市民の意見を聴く場として、定期的に議会報告会を行うものとする。</p>
これまでの取組状況	<p>平成30年に引き続き、令和元年の議会報告会も議場や委員会室を開放し、議場で演奏会を行うなど、開かれた議会の実現に努めました。また、各常任委員会においてテーマを設け参加者との意見交換を行いました。</p>
今後の課題等	<p>より議会を身近に、市民に開かれたものとするために、議場での開催だけではなく、高校生を対象に各高校を訪問して報告会を行うなど、開催手法を工夫しながら今後も定期的開催する必要があります。</p>

## 第4章 政策の立案および提言を行う議会

### 第8条（討議する議会）

条 文	議員は、議会が議員による討議の場であることを認識し、本会議および委員会の審議において、議員間の十分な討議を尽くし、合意形成に努めるとともに、その経過および結果について市民への説明責任を十分に果たさなければならない。 2 議長および委員長は、議員間の討議を中心とした運営に努めるものとする。
これまでの取組状況	常任委員会の所管事務調査にあたっては、市政における喫緊の課題をテーマとして選定し、委員間討議を中心とした委員会運営を実施しました。委員会の審議においても、委員間討議も活発に行われることが増えているものの、執行部との質疑が中心となり、議員間の討議に至るまでにならないことが多く、未だ十分とは言えません。 委員会の経過や結果については、議会報告会やくさつ市議会だより、ホームページ掲載、本会議での委員長報告、議事録の公開等で市民へ説明を行いました。
今後の課題等	議員間討議の充実を図るため、議案の十分な熟知を前提に、論点を明確にした委員会運営に努め、議会としての合意形成に努める必要があります。委員長の議員間討議の認識を更に深めていく必要があります。

### 第9条（政策立案および政策提言）

条 文	議会は、議員間討議を尽くし、意見集約がなされた内容について、条例の提案、議案の修正、決議等に向けた政策立案を行い、または市長等（市長その他の執行機関をいう。以下同じ。）に対し政策提言を行うものとする。 2 議会は、議員の資質ならびに政策形成および立案能力の向上を図るため、議員研修の充実および強化に努めるものとする。
これまでの取組状況	（現在、記載すべき内容はあります。）
今後の課題等	議案審査における議員間討議に至るまでの論点整理等、議員間での共通の認識を持てるような委員会の仕組みが必要です。委員会でのその他協議希望事項をまず活用すること等、政策立案や政策提言等の実現のためには、課題を意識した議会活動や議員の資質および政策形成能力等の向上に努める必要があります。

### 第10条（専門的知見の活用）

条 文	議会は、議案の審査および市の事務に関する調査のため、法第100条の2の専門的事項に係る調査を活用し、討議および審査に反映させるよう努めるものとする。 2 議会は、必要があると認めるときは、学識経験者等で構成する調査機関を設置することができる。 3 第1項の専門的事項に係る調査および前項の調査機関の設置は、議決により行う。
これまでの取組状況	（現在、記載すべき内容はあります。）
今後の課題等	課題が発生したタイミングを逃さず、草津市においての課題を議員間で共有し、専門的知見の積極的な活用について検討する必要があります。

### 第11条（政策討論）

条 文	議会は、市政に関する重要施策、課題等に対して議員間の共通認識および合意形成を図り、政策立案等を行うため、政策討論を行うものとする。
これまでの取組状況	（現在、記載すべき内容はあります。）
今後の課題等	未だ実施されていないことの要因等を分析し、政策討論を実施する必要があります。

## 第5章 行政の監視および評価を行う議会

### 第12条（監視機能および審査機能の強化）

条 文	議会の審議における議員と市長等との関係については、緊張関係を保持するものとする。 2 議員は、本会議における議案質疑および質問においては、広く市政上の課題を質問し、かつ、質問の論点および争点を明確にしなければならない。 3 議会は、社会経済情勢等により新たに生じる市政課題に迅速かつ的確に対応するため、常任委員会および特別委員会の専門性および特性を活かした適切な運営に努め、機動力を高めなければならない。
これまでの取組状況	議会ICTの推進によって必要な情報を迅速に把握し、審査の能率化に繋げることで、さらなる監視機能および審査機能の強化を目指すために、ICTフォローアップ研修を実施しました。
今後の課題等	議案の熟知や日頃の調査研究等に努力し、議員の質の向上に努め、監視機能および審査機能の強化に向けて取り組む必要があります。

### 第13条（反問権）

条 文	本会議および委員会において、議員の質問に対し答弁をする者は、質問の論点および根拠等を明確にするため、議長または委員長の許可を得て、反問することができる。
これまでの取組状況	反問権の行使の範囲の拡大について検討しました。反問権の範囲は現状維持としながら、議員の質問力の向上と議論の活性化は今後も必要であると結論づけられました。
今後の課題等	（現在、記載すべき内容はありません。）

### 第14条（重要政策等における論点に関する情報の提供）

条 文	議会は、市長等が提案する重要な計画、政策、施策、事業等（以下「重要政策等」という。）について、議会の審議における論点に関する情報を整理し、政策等の水準を高めるため、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう市長等に求めることができる。 (1) 重要政策等を必要とする背景 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 市民参加の機会の有無およびその内容 (4) 草津市総合計画との整合性 (5) 財源措置 (6) 将来にわたる効果および費用 2 議会は、重要政策等の提案を審議するに当たっては、立案および執行における論点および争点を明らかにし、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。 3 議会は、予算および決算の審査に当たっては、第1項の規定に準じて、施策別または事業別の説明を市長に求めることができる。
これまでの取組状況	審議に必要な情報の提供を求め、議論を行いました。
今後の課題等	引き続き、必要な情報の提供を求め、論点および争点を明らかにしていく必要があります。

### 第15条（議決事件）

条 文	法第96条第2項の規定により、草津市自治体基本条例（平成23年草津市条例第11号）第13条第2項の基本構想および基本計画（方針および施策に限る。）を議会の議決すべき事件とする。 2 議会は、前項に規定する議決事件の審議において、市長等とともに市民に対する責任を担いながら、計画的、かつ、市民の視点に立った透明性の高い市政運営となるよう議論に努めるものとする。
これまでの取組状況	平成30年10月に総合計画特別委員会を設置し、第6次草津市総合計画の策定に向けての審査および調査を開始しました。
今後の課題等	総合計画特別委員会における第6次草津市総合計画の審議においては、十分な討議が尽くせるよう努めていく必要があります。

### 第16条（評価機能の強化）

条 文	議会は、予算および決算の審査等において、草津市総合計画に定める基本方針を踏まえ、当該審査に付される事業の評価に努めるものとする。
これまでの取組状況	平成30年度の決算審査において、事務事業評価から施策評価へと評価方法の見直しを実施したことについて検証を行い、反省を踏まえて令和元年度の決算審査の施策評価に繋げるものとなりました。
今後の課題等	引き続き、決算審査については評価を継続しながらその検証を行い、予算審査と決算審査のサイクルが有効に働くよう、評価機能の充実に努めていく必要があります。

## 第6章 議会の機能向上

### 第17条（議会改革の推進）

条 文	議会は、議会制度に係る法改正等があったとき、または議会改革の継続的な推進の観点から必要があると認めるときは、必要な組織を設置し、当該議会制度について速やかに調査または検討を行わなければならない。
これまでの取組状況	委員会の課題の検討を行い、委員会の審査および調査をより一層深化させるために、議会運営委員会および常任委員会の委員任期および正副委員長任期を2年とすることとし、また、常任委員会の所管事項の見直しを行いました。 また、議会のICT化を推進するため、執行部からの提供資料や予算、決算説明資料の紙文書の配付を廃止し（一部資料を除く）、タブレット端末機器の委員会審査・調査への活用および本会議場への持ち込み活用を実施しました。
今後の課題等	議会運営委員会および常任委員会の運用を見直したことで、より充実した委員会活動に繋がっているか検証しながら進めていく必要があります。 議会ICTの推進については、導入計画に基づく取り組みを進め、より一層の議会活動の能率化に努めていく必要があります。

### 第18条（議会の調査研究体制の充実および強化）

条 文	議員は、法第100条第14項の政務活動費を別に定める条例に基づき、かつ、有効に活用し、積極的に調査研究その他の活動を行うものとする。 2 議会は、議員の調査研究に資するため議会図書室の充実に努めるものとする。 3 議会は、政策立案および政策提言ならびに監視、審査、評価および調査の機能の充実および強化のため、大学等研究機関との連携ならびに議会事務局の法務および調査研究体制の整備に努めるものとする
これまでの取組状況	タブレット端末のより一層の活用により、行政の先進事例等の情報検索、情報伝達の即時性や簡易性を高めることで、調査研究体制の充実に努めました。
今後の課題等	引き続き、議会の調査研究体制の充実等に取り組む必要があります。

## 第7章 議員定数および議員報酬

### 第19条（議員定数）

条 文	議会は、議員定数の改定に当たっては、市政の現状、課題ならびに将来の予測および展望を十分に考慮するとともに、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとする。
これまでの取組状況	（現在、記載すべき内容はありません。）
今後の課題等	今後も本市を取り巻く状況や社会動向等を勘案して、時機を見て議論を行っていく必要があります。

### 第20条（議員報酬）

条 文	議会は、議員報酬の改定に当たって、委員会または議員が提案する場合は、市政の現状、課題ならびに将来の予測および展望を十分に考慮するとともに、市民の意向を把握し、本市の実情にあった議員報酬を検討するものとする。
これまでの取組状況	（現在、記載すべき内容はありません。）
今後の課題等	今後も本市を取り巻く状況や社会動向等を勘案して、時機を見て議論を行っていく必要があります。